

令和 8 年  
公告第 313 号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 18 日

水道事業  
北秋田市長 津谷 永光

1 入札に付する事項

- (1) 業務番号 上水委第 29 号
- (2) 業務名 水道ビジョン見直し業務委託
- (3) 業務場所 北秋田市 地内
- (4) 業務概要
  - 1. 設計協議 N=1 式
  - 2. 設計業務 N=1 式
  - アセットマネジメント 4D 見直し
  - 整備構想見直し
  - 基本計画見直し
  - 水道ビジョン見直し

※ 本業務の詳細については、設計書、仕様書等により必ず自身で確認すること。

- (5) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

2 入札参加資格に関する要件

- (1) 令和 7・8 年度北秋田市建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、土木関係建設コンサルタント業務「上水道及び工業用水道」の登録がある、県内に本社又は営業所等を有する業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）第 102 条第 1 項の規定により本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 北秋田市建設工事入札制度実施要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 令和3年4月1日以降において国、都道府県または市区町村における水道事業関連の計画策定業務の履行実績があること。

### 3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、令和8年5月18日から令和8年5月26日まで（ただし、市役所開庁日に限る。）の午前9時から午後5時までに下記の書類を北秋田市建設部上下水道課に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、郵送又は電送による申請は受け付けない。また、提出書類の様式は、北秋田市ホームページから入手すること。

#### (1) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 設計図書閲覧済申出書（様式第4号）

エ 入札参加資格要件に定める履行実績がわかるもの（任意様式）

オ 配置予定管理技術者調書（特記仕様書に示す管理技術者をいう。）（指定様式1）

カ 配置予定照査技術者調書（特記仕様書に示す照査技術者をいう。）（指定様式2）

※ただし、様式第4号については、北秋田市ホームページからの設計図書データファイルのダウンロードによる閲覧を行った場合のみ提出すること。

- (2) 入札参加資格を有すると確認された者には、令和8年5月26日までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

### 4 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、提出書類について虚偽の記載をしたときは入札に参加することができない。

### 5 入札に必要な書類を示す場所等

- (1) この業務に係る設計図書の閲覧及び貸出しは、令和8年5月18日から令和8年6月2日まで（ただし、市役所開庁日に限る。）北秋田市役所森吉総合窓口センター1階建設部上下水道課において行うほか、北秋田市ホームページへの設計図書データファイルの掲出により行う。なお、設計図書に対する質問があるときは、令和8年5月26日正午までに書面で北秋田市建設部上下水道課に提出しなければならない。

- (2) 前号の質問については、令和8年5月28日までに書面で回答する。

### 6 現場説明の日時及び場所

実施しない

### 7 入札及び開札の日時及び場所

令和8年6月3日 午後1時30分

北秋田市役所森吉総合窓口センター 2階 大会議室（北秋田市米内沢字七曲23）

### 8 入札方法等

- (1) 郵送による入札は、認めない。

- (2) 入札回数は、予定価格を事前公表しているものについては1回、事後公表としているものについては3回を限度とする。ただし、2者以上で再度入札における競争性が確保できると認められる場合、入札を執行する。
- (3) 入札に際しては、一般競争入札参加資格確認通知書を提示しなければ、入札に参加することができない。
- (4) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。

#### 9 入札保証金

免除する。

#### 10 契約保証金

契約者は請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 11 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度

本入札においては、最低制限価格制度を適用する。

#### 12 予定価格

事後公表とする。

#### 13 入札の無効に関する事項

この公告において定める資格要件を満たさない者が行った入札、提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに北秋田市財務規則第110条に該当する入札は、無効とする。

#### 14 落札の無効に関する事項

落札の通知を發した日から7日以内に契約を締結しなかったときは、その落札の効力は無効とする。ただし、落札者が契約締結に応じられないやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

#### 15 その他

前各項に定めるもののほか、北秋田市財務規則の定めるところによる。